

経営安定化特別利子補給制度のご案内

～暫定税率の廃止に伴う資金繰り対策として運転資金の借入をご検討中のみなさまへ～

揮発油税等の**暫定税率の廃止**に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として運転資金の借入に係る利子の一部を補給する制度です



申請要件 次のいずれかに該当する中小企業の品確法登録揮発油販売業者

- 条件①1企業あたりの令和7年11月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件②1企業あたりの令和7年12月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件③1企業あたりの令和8年1月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件④1企業あたりの令和7年11月から令和8年1月までの3か月のうち、いずれか2か月間の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量の合計が、前年同期に比べ2%以上減少していること。

利子補給内容

利子補給率……借入利率または3%のいずれか低い率
利子補給期間……5年以内
対象限度額……1SSあたり1,000万円(ただし複数SS運営事業者の場合、2SS以降1SSあたり500万円(1企業あたりの上限5,000万円)※計算式1,000万円+500万円×(SS数-1)
【例】:11SSの場合 1,000万円+500万円×(11SS-1SS)=6,000万円
上限5,000万円⇒対象5,000万円

対象となる借入の条件

資金用途………運転資金
借入時期………令和7年11月13日から令和8年6月30日までの借入
借入形式………証書貸付
償還方法………元金均等返済(元利均等返済は不可)
借入期間………7年以内
据置期間………2年以内
借入上限………なし

- * 令和7年11月13日以降、交付決定前に既に借入れたものも対象
- * 令和8年6月30日までに借入れることが条件
- * 受付期間: 令和8年4月30日(石油協会到着日)まで。申請は1企業1回限り(1申請1借入)。

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の利子補給事業担当者

又は

全国石油協会 環境・経営支援部